

浜の活力再生プラン
(第2期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	南伊勢町南島地区地域水産業再生委員会 1118020
代表者名	畑 金力

再生委員会の構成員	三重外湾漁業協同組合、南島あぐり会、南伊勢町
オブザーバー	三重県、三重県漁業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会、南島海商組合

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>【対象の範囲】 南伊勢町南島地区地域（阿曾浦地区～古和浦地区）</p> <p>【漁業の種類】 大中型まき網(1)、中型まき網(3)、大型定置網(4)、小型定置網(4)、刺網(58)、一本釣漁業(38)、つぼ網(14)、ます網(3) 採介藻(3)、はえ縄(1)、雑漁業(75)、魚類養殖(56)、真珠養殖(34)、藻類養殖(3)、貝類養殖(13) 合計 310 経営体数※複数漁業での兼業有り</p>
-------------------	--

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>熊野灘に面し、リアス式海岸の入り組んだ岩礁を有する南伊勢町南島地区地域は、天然の良港と多種多様な水産資源に恵まれ、戦前より一本釣漁業をはじめとする各種漁船漁業や大型定置網漁業が営まれてきた。これらに加え奈屋浦地区では、昭和50年代よりまき網漁業が発展し、奈屋浦漁港は県下一の水揚量を誇っている。また、各地区の湾内では静穏な海域を活用し、昭和30年代からは真珠養殖や真珠母貝養殖、昭和40年代後半からはブリやマダイ等の魚類養殖も盛んに行われるようになり、当該地域は活気ある漁業の町として栄えてきた。</p> <p>しかし、近年、磯焼け等の漁場環境の変化や水産資源の減少、魚価の低迷や漁業資材の高騰等の理由から厳しい漁業経営を強いられるようになり、廃業する漁業者が増えるとともに漁業後継者の不足や高齢化が問題となっている。</p> <p>また、漁港施設においては、まき網漁船の大型化により、岸壁の長さや市場面積の不足を来し、大量の陸揚げ時には時間を要する場合も見られるなどの問題を抱えている。地震・津波等の災害時に漁業および流通の早期再開を図るための取組や、漁港の衛生管理等に</p>

においても、検討すべき多くの課題がある。

このような中、当該地域では、磯清掃によるヒジキ漁場回復や藻場造成等の漁場改善、魚類養殖業の協業化の推進を主とした経営指導及びブランド化を図っている。また、奈屋浦市場において、まき網を中心とする市場集約構想があり、衛生管理（HACCP）、防災（BCP）・流通・加工・冷蔵機能を兼ね備えた総合的集約市場を目標とした協議に入っている。

（2）その他の関連する現状等

当該地域は県下一の水揚量を誇る漁港を有するが、全国的に有名な伊勢・志摩や東紀州地域間に立地し、県南部の主要幹線国道である国道 42 号線から離れているために県内外の来訪者も少なく、知名度は低い。この状況の改善をめざし、平成 26 年度から町で『南伊勢町魚消費拡大応援条例』を定め、毎月第一金曜日を『魚々の日』として、関係先にチラシを配布し、その月のお勧め鮮魚（養殖魚）等の注文販売を行っている。また、その中でも 11 月を『南伊勢町魚消費拡大応援月間』として町と三重外湾漁業協同組合（以下、漁協）、その他関係機関との協働による、町をあげての魚消費拡大イベントとして「おさかなフェスタ南伊勢」を開催し（6 年連続※令和 2 年度はコロナの影響で中止）、その会場として本地区の漁港を活用している。このイベントは、魚の物販や魚を使った料理の振る舞い、マグロの解体ショーやマグロの振る舞い等、水産振興及び水産物の消費拡大、地域経済の活性化など、魚食の普及促進のための内容となっていて、来場者数は多いときで 4,000 人ほどあり、町内だけでなく町外からも来場者が訪れるため、地元製品の PR や販売促進にも繋がっている。今後については、コロナ禍の継続も否定できないことから、来場せずとも参加ができる『新しいお魚フェスタ』についても協議を行っていく予定である。

上記のとおり、さかんな漁業生産に基づき活力ある地区となっているが、その反面、漁業者の高齢化や若者の減少、町外流出などの影響を受けており、地域における漁業の担い手不足などが喫緊の課題となっている。

3 活性化の取組方針

（1）前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

（1）魚類養殖業の収益性向上

三重県全体での「伊勢まだい」の生産量は頭打ちともいえる状況であり、単価も優位にあるわけではないが、知名度は高く、安定した出荷が見込まれる銘柄に成長した。一方で当地区における養殖マダイ全体の放養尾数は H28～H31 年にかけて増加傾向にあり、マダイの販売自体は近年好調であることが示唆されることから、直近年はブランド化への圧力が働きにくかった可能性が考えられる。

一方、新たなブランド化の取組として、脂肪含量を増加させ、DHA や EPA 等を強化したマダイ（伊勢黒潮まだい）の生産方法の開発に取り組み、商品化に成功した。「伊勢黒

潮まだい」は単価的にも優位にあることから、今後も生産技術および安定供給を維持し、ブランドイメージを確固たるものにする必要がある。

ブリについては、三重県漁連の主導のもと、養殖を検討していたが、進める中で、漁協内の他地区において法人化し増産を図ることとなったため、当地区では取り組むことが出来なかった。

新規養殖魚種については研究サイドで取り組みは見られたものの、実証実験にまで到達せず、現場への広がりはなかった。

魚類養殖については、経済状況が新型コロナウイルスの感染拡大によって非常に大きく変化し、かつ先の見通せない状況下で計画生産を強いられ、景気後退のしわ寄せを受けている。また一方では近年夏季の高水温が非常に顕著で、養殖対象種の適応限界を超えている懸念もあることから、生産自体に不確定要素が増大しており、事業環境は極めて厳しいと言わざるを得ない。そのような中でも緊急出荷で販売した量販店から、身質や鮮度の良さについて良好な評価を得ていることや、消費者とつながる取組が人気を得たことは今後の生き残り戦略を考えるうえで大きなヒントになっている。量販店との取引を考えるためには、安定供給が非常に重要であるのは言うまでもないが、身質、特に鮮度については非常に大きな魅力を持つことから、地の利を活かし、ICTなども活用して、セールスポイントである鮮度を最大限、直接消費者に訴えていく必要がある。そのうえで、養殖の現場はもちろん、流通から食卓までを通して、身質や鮮度にこだわる魚を供給することが、ユニークな存在として消費者に求められるための課題と言える。

(2) 水産資源の維持・増大

阿曾浦において、ウニ除去による藻場の維持増大努力が継続され、藻場の回復が図られた。阿曾浦では他地区に比べてカサゴの漁獲量が多く、平成 29 年までは比較的高い水準であったことから、藻場回復の効果が表れていた可能性がある。

また、前期を通じて、各地で種苗放流によってカサゴ、アワビ資源の積極的増殖に取り組むことができたが、地区全体の漁獲量は両魚種ともに平成 30 年以降減少している。この理由として、平成 29 年夏季以降継続している黒潮大蛇行にともなう水温上昇により藻場が減少し、生息場所や餌生物が減少した可能性が考えられる。

漁場造成事業として、古和浦では平成 28 年度まで、奈屋浦では平成 29 年度から藻場造成を行っており、阿曾浦では投石を令和元年度に行った。

藻場の増減については水温等の環境による影響が大きく、現状では黒潮大蛇行が継続していることから回復が困難な状況であると判断されるが、大蛇行が解消する時に備え、取り組みを継続していくことが必要である。また、藻場の回復を妨げる食害生物として、ウニ以外にもブダイやアイゴなどの植食性魚類が増加していることから、それらの積極的な漁獲と加工等による販売促進が一つの課題となっている。

(3) 漁業後継者及び高齢化対策

期間中の新規就業者数は、1年間に、個人では0~1人、法人では3~10人であった。比較的収入が安定している法人への就業は継続して確保されていることから、法人の経営状態によって一定の漁業者数が維持されている状態であるといえる。しかし、個人の実業者数は少なく、漁業経営への参入については依然として高い障壁が存在し続けているものと見られる。漁業の入り口として、まず法人に就職する形は、地域になじむ時間を確保できることから、閉鎖的な地域への着業に有効であると考えられる。一方で、「独り立ち」した漁師が浜の維持には不可欠であることから、今後はこれらの法人を受け皿としつつ、刺し網や小型定置網等他の漁業種類への転換により波及的に漁業者数を増やし、浜に活気を取り戻せるよう、受け入れ態勢の整備が課題と考えられる。

設備投資が少なく漁労作業の負荷が比較的低い、高齢の漁業者や新規就業者が安定した漁業収入を得ることができるヒロメ養殖については「南伊勢町ヒロメ構築部会」を立ち上げ、南島種苗センターでは種糸を作る体制を確立できた。また、各地区の漁業権管理委員会が主体となって養殖推進に取り組んだが、ヒロメの知名度が低いために価格が伸びず、黒潮大蛇行による冬季の高水温による不作も重なったため、これまでのところ複合養殖として定着していない。他地区では継続されていることから、当地区でも継続して生産し続けることで市場に認知され、価格も安定してくることが期待される。現在の逆境に負けず、商品PRおよび生産体制を維持し、条件が好転したときに生産拡大が図れるよう備えておくことが課題である。

(4) 漁港・水産関係施設の機能再編

県下最大の水揚げを誇る奈屋浦漁港では、春季等の豊漁時には荷捌きや積み込みスペースに不足が生じる事態が発生し続けており、冷蔵庫の能力不足もあって著しい単価下落を招くことがあった。これら現状の施設は漁業の実態にそぐわないことは明らかで、早急な規模の拡大が必要な状況である。

このような中で、平成29年2月の前期浜プランの承認を受け、同年4月にくまの灘地区漁港再編整備検討委員会（町、県、漁連、漁協等）を設立し、流通拠点市場の設定、機能再編の検討を開始した。また、流通関係者との協議が必要であることから、「三重外湾漁協流通部会」を設置し、奈屋浦漁港水産施設の拡張および整備、荷捌き施設の運営、仲買集配施設の運営、冷凍冷蔵加工施設、衛生管理対応等の具体的な検討を開始した。

令和2年度には漁港再編整備検討委員会において『奈屋浦漁港水産施設等総合計画（案）』や、今後のスケジュール等の協議も行った。今後も関係者と十分協議しながら、進めていく必要がある。

(5) 販売・流通体制の強化及び付加価値向上

南伊勢町の漁村の活性化を目的に複数の地区の漁村女性や漁業者で構成された「南伊勢

町漁村活性化グループ」が、平成30年9月に地域の水産特産物10品を選定し、地区や生産者の紹介を記載した「南伊勢町カタログギフト」を作成した。カタログギフトはこれまでに60部を販売し、南伊勢町のふるさと納税の返礼品にも採用されたが認知度が低く販売数が伸びていないため、抜本的な見直しを行う必要がある。

漁業者及び漁協は、ヒロメの加工（塩蔵）に取り組んだが、生産自体が順調とは言えず、継続はできなかった。

漁協は、移動販売事業により、主に当該地域内で水揚げされた水産物を地域内、山間地域、県内北部のスーパーや農業法人などへ販売することで販路拡大を図ることができたが、取り扱う水産物の種類に限りがあることや一次加工などを求める消費者のニーズにマッチしない等の課題が認められた。

(6) 効率的な操業によるコスト削減

「競争力強化型機器導入緊急対策事業」を活用し、2名の漁業者が燃油の削減をおこなった（平成29年度費浦1件、平成30年度費浦1件）。

地区内の漁業者は年1回以上の上架を行うなど、定期的な船底掃除を実施することで燃油コストの削減に努めている（近年では年間650隻）。定期的な船底掃除は漁業者に概ね浸透したことから、今後も漁協は燃油コストの削減や省力化に資する機器の推進を継続して行っていく必要がある。

また、近場漁場へのカサゴ種苗を行うことで、漁場までに要する燃料使用量を削減する効果も得られたことから、今後も漁場造成等による燃油節減効果が期待される。

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

南島地区の水産業および漁村の再生を図るため、前期浜の活力再生プランを踏まえ以下の取組を行う。【SDGs12, 13, 14】

(1) 魚類養殖業の収益性向上

漁協や県漁連は、魚類養殖業者と協働し、「伊勢まだい」、「伊勢黒潮まだい」等のブランド魚の維持・拡大に努める一方で、消費者ニーズを取り入れた、餌・魚体重等による差別化や、消費者が食べるまでを総合的にプロデュースした商品開発などを行い、さらなるマダイのブランド展開に注力する。

(2) 水産資源の維持・増大【SDGs12, 13, 14】

漁業者や漁協等は、磯焼けした藻場について、県、町、大学及び民間業者等とともに状況を調査し、専門的な助言を得ながら食害生物（ウニ、ブダイ、アイゴ等）の除去等を実施し、藻場の回復に取り組むとともに、食害生物を利用した商品を開発・販売し、

環境改善に消費者が参加できる枠組みを創出する。

漁協や漁業者等は、水産資源の増大や効率的な操業を推進するため、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。

漁協や町は、定着性資源（カサゴ、アワビ等）の増大を推進するため、各地区においてカサゴ、アワビ等の種苗放流を行う。

（3）漁業後継者及び高齢化対策【SDGs13】

漁協や町は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、引き続き「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組む。加えて、法人従事者から独立する漁師を支援するための支援体制を構築する。

漁協や各地区の漁業権管理委員等は、設備投資が少なく漁労作業の負荷が比較的低い、高齢の漁業者や新規就業者が安定した漁業収入を得ることができるヒロメ養殖を普及するため、各地区の漁業者への説明を行って養殖従事者の増加を図るとともに、漁協等は関係者と連携して知名度向上等の消費喚起に取り組む。町は、ヒロメ養殖のための種苗の供給体制について維持する。

（4）市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理

漁協は、くまの灘地区漁港再編検討委員会による計画に基づき、漁港・水産関係施設の機能再編にかかる施設整備に取り組む。令和2年度には奈屋浦漁港水産基盤整備調査が開始されており、令和4年度から10年間の計画での事業完了を目指している。当期間中は新しい計画の策定、実行という非常に重要な時期にあり、冷蔵庫などの先行整備も提案されていることから、新施設へのスムーズな移行が可能となるよう、仲買人等の関係者とも緊密なコミュニケーションを取りながら着実に実行する必要がある。

現行施設における衛生管理の推進については施設上の制限があるものの、漁協は集約市場への設備投資等を推進するとともに漁業者や仲買業者と連携して取り組み、漁業者から消費者まで高鮮度を保った流通を確立する。

（5）販売・流通体制の強化及び付加価値向上

漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）に取り組み、加工技術を確立するとともに販路開拓を図る。

漁協は、移動販売車による地域外への販売拠点を設け販売網を維持・強化するとともに、商品の開発等のマーケティング等、消費者との窓口として活用する。

（6）燃油コストの削減

漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定

期的に船底掃除等に取り組む。

SDGs との関連

【SDGs12（持続可能な生産消費形態を確保する）】

（２）水産資源の維持・増大は、持続的な生産の確保に不可欠な取り組みである。

【SDGs13（気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる）】

気候変動に大きな影響を与えているのは日々の暮らしであり、目標達成のためには生活者の意識を変えることが緊急かつ重要な課題である。

（２）水産資源の維持・増大および（３）漁業後継者および高齢化対策により、魚介藻類の生産を持続的とすることで海中から炭素を取り除く仕組みを堅持しつつ、これらの取り組みを進めていく中で炭素などの物質循環を意識した消費活動を促していく。

【SDGs 14（持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する）】

（２）水産資源の維持・増大では、重要な生産の場である藻場の維持・回復に努め、生態系の回復に資するとともに、小規模・沿岸零細漁業者の資源へのアクセスを保障する。

（３）漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

三重県漁業調整規則（第 12 条（新規の許可又は企業の認可：巻き網、刺し網））

三重県漁業調整規則（第 35 条 禁止期間：あわび・いせえび）

三重県漁業調整規則（第 36 条 体長等の制限：あわび・さざえ・いせえび・ぶり）

我が国の海洋生物資源の資源管理指針

三重県資源管理指針

三重県伊勢湾口海域及び熊野灘海域における中型まき網漁業の資源管理計画

伊勢湾口・熊野灘海域における定置網漁業の資源管理計画

（４）具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年目（令和 3 年度）基準年より漁業所得 1.9%向上

漁業収入向上のための取組	<p>① 魚類養殖業の収益性向上</p> <p>「伊勢まだい」および「伊勢黒潮まだい」を養殖している業者は一部の経営体に留まっているため、漁協や県漁連が未参加者に対して、取組で得られるメリットについて説明し、養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にもブランドマダイの出荷尾数の増加を促していく。</p> <p>さらに消費者ニーズを取り入れた、食卓までをプロデュースする商品づくりについて、漁協や漁業者等は検討を開始し、消費者の要望調査を実施する。</p>
--------------	---

	<p>② 水産資源の維持・増大</p> <p>町と漁協が連携し、藻場の保全、地先へのカサゴ、アワビ種苗の放流を実施し、積極的に資源保護を図りながら漁獲量の増大を図る。また、漁協や漁業者等は、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。</p> <p>漁業者及び漁協等は、駆除した食害生物を生産物として活用するため、水産研究所や普及指導員とともに検討を開始する。</p> <p>③ 漁業後継者対策と高齢対策</p> <p>漁業者及び漁協は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組み、漁師塾の開催を検討する。</p> <p>ヒロメ養殖について、町による種糸の生産および各地区における試験養殖を継続し、生産基盤を維持するとともに、漁協等は周知活動を積極的に行い消費者への認知度を高める。</p> <p>④ 市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理</p> <p>くまの灘地区漁港再編検討部会は三重外湾漁協流通部会による検討結果を受けて水産基盤整備事業等の事業計画を策定し、漁協は水産庁に事業の要望を行う。</p> <p>漁協は、設備導入等により集約市場における鮮度管理能力を向上させ、漁業者、仲買人と連携して生産物の品質向上を図る。</p> <p>⑤ 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</p> <p>漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）について手法を開発する。</p> <p>漁協は、移動販売車による地域外への販売拠点を探索する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 燃油コストの削減</p> <p>漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産基盤整備事業（国） 漁港機能増進事業（国） 浜の活力再生交付金（ハード）（国）</p>

	浜の活力再生交付金（ソフト）（国） 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 漁業収入安定対策事業（国） 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） 水産業強化支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） 農林水産業みらいプロジェクト（一社） 水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県） 就業促進研修事業（公財） 新規就業者受入環境整備事業（公財） 栽培漁業推進事業（県・町） 県単沿岸漁場整備事業（県・町）
--	---

2年目（令和4年度）基準年より漁業所得3.8%向上

漁業収入向上の ための取組	<p>① 魚類養殖業の収益性向上</p> <p>漁協や県漁連はブランドマダイ養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にもブランドマダイの出荷尾数の増加を促していく。</p> <p>新たな商品づくりについて、漁協や漁業者等は検討を継続し、消費者ニーズにこたえるための養殖試験を開始する。</p> <p>②水産資源の維持・増大</p> <p>町と漁協が連携し、藻場の保全、地先へのカサゴ、アワビ種苗の放流を実施し、積極的に資源保護を図りながら漁獲量の増大を図る。また、漁協や漁業者等は、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。</p> <p>漁業者及び漁協等は、駆除した食害生物を生産物として活用するため、水産研究所や普及指導員の協力を受け試作を開始する。</p> <p>③漁業後継者対策と高齢対策</p> <p>漁業者及び漁協は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継</p>
------------------	--

	<p>者の確保・育成に取り組み、漁師塾を1か所以上で開催する。</p> <p>ヒロメ養殖について、町による種糸の生産を継続し、漁業者および漁協は取り組む地区を1地区以上増やすとともに養殖、収穫の技術向上を図る。漁協等は引き続き周知活動を積極的に行い、移動販売等を活用して消費者への提供を開始する。</p> <p>④市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理</p> <p>水産基盤整備事業等の事業を実施する。工事期間中も品質の低下が起こらないよう、関係者が協力して衛生管理に取り組む。</p> <p>漁協は、再編市場における鮮度管理ポリシーを漁業者、仲買人と連携して検討し、関係者一体となって生産物の品質向上に取り組む。</p> <p>⑤ 販売・流通体制の強化及び付加価値向上</p> <p>漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）について手法を確立し移動販売等による消費者の感触を元に商品化に着手する。</p> <p>漁協は、移動販売車による地域外への販売拠点を設け、販売網を強化するとともに新商品等のマーケティングを実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>① 燃油コストの削減</p> <p>漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産基盤整備事業（国）</p> <p>漁港機能増進事業（国）</p> <p>浜の活力再生交付金（ハード）（国）</p> <p>浜の活力再生交付金（ソフト）（国）</p> <p>食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国）</p> <p>漁業人材育成総合支援事業（国）</p> <p>水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）</p> <p>水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）</p> <p>競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）</p> <p>浜の担い手漁船リース緊急事業（国）</p> <p>漁業経営セーフティネット構築事業（国）</p> <p>漁業収入安定対策事業（国）</p> <p>水産業競争力強化緊急施設設備事業（国）</p>

	<p>水産業強化支援事業（国）</p> <p>水産多面的機能発揮対策事業（国）</p> <p>農林水産業みらいプロジェクト（一社）</p> <p>水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県）</p> <p>就業促進研修事業（公財）</p> <p>新規就業者受入環境整備事業（公財）</p> <p>栽培漁業推進事業（県・町）</p> <p>県単沿岸漁場整備事業（県・町）</p>
--	---

3年目（令和5年度）基準年より漁業所得6.2%向上。

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>①魚類養殖業の収益性向上</p> <p>漁協や県漁連はブランドマダイ養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にもブランドマダイの出荷尾数の増加を促していく。</p> <p>新たな商品づくりについて、漁協や漁業者等は、消費者ニーズにこたえるための養殖試験を継続する。</p> <p>②水産資源の維持・増大</p> <p>町と漁協が連携し、藻場の保全、地先へのカサゴ、アワビ種苗の放流を実施し、積極的に資源保護を図りながら漁獲量の増大を図る。また、漁協や漁業者等は、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。</p> <p>漁業者及び漁協等は、駆除した食害生物を生産物として活用する商品を完成させ、漁協は移動販売車等を活用して試食等を実施する。</p> <p>③漁業後継者対策と高齢対策</p> <p>漁業者及び漁協は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組み、漁師塾の開催を2か所以上で実施する。</p> <p>ヒロメ養殖について、町による種系の生産を継続し、漁業者および漁協は取り組む地区を1地区以上増やすとともに養殖、収穫の技術向上を図る。漁協等は引き続き周知活動を積極的に行い、市場出荷や移動販売等を活用して消費者へ提供する。</p> <p>④市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理</p> <p>水産基盤整備事業等の事業を実施する。工事期間中も品質の低下が起こらないよう、関係者が協力して衛生管理に取り組む。</p> <p>漁協は、再編市場における鮮度管理ポリシーを定め、漁業者、仲買人と</p>
---------------------	---

	<p>連携して生産物の品質向上を図る。</p> <p>⑤販売・流通体制の強化及び付加価値向上 漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）について商品化し、販路を開拓する。 漁協は、移動販売車による販売網を維持・強化するとともに新商品等のマーケティングを実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①燃油コストの削減 漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>水産基盤整備事業（国） 漁港機能増進事業（国） 浜の活力再生交付金（ハード）（国） 浜の活力再生交付金（ソフト）（国） 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 漁業収入安定対策事業（国） 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） 水産業強化支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） 農林水産業みらいプロジェクト（一社） 水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県） 就業促進研修事業（公財） 新規就業者受入環境整備事業（公財） 栽培漁業推進事業（県・町） 県単沿岸漁場整備事業（県・町）</p>

4年目（令和6年度）基準年より漁業所得8.0%向上。

漁業収入向上のための取組	<p>①魚類養殖業の収益性向上</p> <p>漁協や県漁連はブランドマダイ養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にもブランドマダイの出荷尾数の増加を促していく。</p> <p>新たな商品づくりについて、漁協や漁業者等は、消費者ニーズにこたえる新たな商品を開発し、移動販売等によりマーケティングを実施する。</p> <p>②水産資源の維持・増大</p> <p>町と漁協が連携し、藻場の保全、地先へのカサゴ、アワビ種苗の放流を実施し、積極的に資源保護を図りながら漁獲量の増大を図る。また、漁協や漁業者等は、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。</p> <p>漁業者及び漁協等は、駆除した食害生物を生産物として活用する新たな商品の開発に着手する。漁協は移動販売車等を活用して先行開発品の販売を開始する。</p> <p>③漁業後継者対策と高齢対策</p> <p>漁業者及び漁協は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組み、漁師塾の開催を2か所以上でそれぞれ複数回実施する。</p> <p>ヒロメ養殖について、町による種糸の生産を継続し、漁業者および漁協は取り組む地区を1地区以上増やすとともに養殖、収穫の技術向上を図る。漁協等は引き続き周知活動を積極的に行い、市場出荷や移動販売等を活用して消費者へ提供する。</p> <p>④市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理</p> <p>水産基盤整備事業等の事業を実施する。事業完了に備え、集約市場として衛生管理を確立する。</p> <p>漁協は、関係者への勉強会・説明会を開催する。</p> <p>漁協は、鮮度管理ポリシーについて市場や消費者に広報活動を実施し、優良品質の産地ブランドとしてアピールしていく。</p> <p>⑤販売・流通体制の強化及び付加価値向上</p> <p>漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）について商品化し、販路を開拓する。</p> <p>漁協は、移動販売車による販売網を維持・強化するとともに新商品等の</p>
--------------	--

	マーケティングを実施する。
漁業コスト削減のための取組	① 燃油コストの削減 漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む。
活用する支援措置等	水産基盤整備事業（国） 漁港機能増進事業（国） 浜の活力再生交付金（ハード）（国） 浜の活力再生交付金（ソフト）（国） 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 漁業収入安定対策事業（国） 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） 水産業強化支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） 農林水産業みらいプロジェクト（一社） 水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県） 就業促進研修事業（公財） 新規就業者受入環境整備事業（公財） 栽培漁業推進事業（県・町） 県単沿岸漁場整備事業（県・町）

5年目（令和7年度）基準年より漁業所得10.0%向上。

漁業収入向上のための取組	①魚類養殖業の収益性向上 漁協や県漁連はブランドマダイ養殖の普及を推進する。また、現在参加している経営体にもブランドマダイの出荷尾数の増加を促していく。 新たな商品づくりについて、漁協や漁業者等は、消費者ニーズにこたえる新たな商品作成手法を確立し、移動販売等によりマーケティングを実施しつつ試験的な出荷を開始する。
--------------	---

	<p>②水産資源の維持・増大</p> <p>町と漁協が連携し、藻場の保全、地先へのカサゴ、アワビ種苗の放流を実施し、積極的に資源保護を図りながら漁獲量の増大を図る。また、漁協や漁業者等は、県が実施する藻場造成事業や魚礁設置事業に協力する。</p> <p>漁業者及び漁協等は、駆除した食害生物を生産物として活用する商品の開発・販売を継続する。</p> <p>③漁業後継者対策と高齢対策</p> <p>漁業者及び漁協は、水産業・漁村の活性化のために、各浜で抱える課題を整理し、「三重県漁業担い手対策協議会」と連携することで、漁業後継者の確保・育成に取り組み、漁師塾の開催を2か所以上でそれぞれ複数回実施する。</p> <p>ヒロメ養殖について、町による種糸の生産を継続し、漁業者および漁協は取り組む地区を1地区以上増やすとともに養殖、収穫の技術向上を図る。漁協等は引き続き周知活動を積極的に行い、市場出荷や移動販売等を活用して消費者へ提供する。</p> <p>④市場機能再編、および鮮度保持技術導入による衛生管理</p> <p>水産基盤整備事業等の事業を実施する。また、漁協は、関係者への勉強会や説明会などを開催する。事業完了に備え、集約市場としてのメリットを仲買等へ周知し、より多くの仲買人を招集し競争力を高める。</p> <p>漁協は、鮮度管理ポリシーについて市場や消費者に広報活動を継続し、産地ブランドの確立を目指す。</p> <p>⑤販売・流通体制の強化及び付加価値向上</p> <p>漁協および漁業者等は、ヒロメの加工（カットヒロメ）について販路を維持・開拓する。</p> <p>漁協は、移動販売車による販売網を維持・強化するとともに新商品等のマーケティングを実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>①燃油コストの削減</p> <p>漁業者等は、燃油の削減を図るための省エネ機器等の導入を推進し、省燃油活動を推進するための効率的な操業体制を構築するとともに、燃油コストの削減を図るため、定期的に船底掃除等に取り組む。</p>

活用する支援措置等	水産基盤整備事業（国） 漁港機能増進事業（国） 浜の活力再生交付金（ハード）（国） 浜の活力再生交付金（ソフト）（国） 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国） 漁業人材育成総合支援事業（国） 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） 競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） 浜の担い手漁船リース緊急事業（国） 漁業経営セーフティネット構築事業（国） 漁業収入安定対策事業（国） 水産業競争力強化緊急施設設備事業（国） 水産業強化支援事業（国） 水産多面的機能発揮対策事業（国） 農林水産業みらいプロジェクト（一社） 水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県） 就業促進研修事業（公財） 新規就業者受入環境整備事業（公財） 栽培漁業推進事業（県・町） 県単沿岸漁場整備事業（県・町）
-----------	--

（5）関係機関との連携

県内漁協・漁連等漁業関係者・・・適正かつ持続的な漁場利用、有益な知見の共有、養殖魚や鮮魚の品質確保・安定供給等。 県内行政・研究機関・・・漁村機能を維持する各種事業、生態系回復や持続的な資源利用のための各種調査等。
--

4 目標

（1）所得目標

漁業所得の向上 10%以上	基準年	令和元年度：	漁業所得	円
	目標年	令和7年度：	漁業所得	円

(2) 上記の算出方法及びその妥当性

(3) 所得目標以外の成果目標

新規就業者受入促進（漁師塾 開催回数）	基準年	令和元年度：0回
	目標年	令和7年度：4回以上

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

1. 基準年		
令和元年度における漁師塾の開催なし	=	0… (A)
2. 目標年		
2か所 × 2回以上	=	4以上… (B)
令和7年度における漁師塾の開催回数：(A+B)	=	4以上

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
水産基盤整備事業（国）	拠点漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策などの流通機能強化対策－奈屋浦集約市場の整備
漁港機能増進事業（国）	岸壁、荷さばき所等の衛生管理設備の施設－集約市場における衛生管理施設整備
浜の活力再生交付金（ハード）（国）	増殖礁造成、製氷施設等整備
浜の活力再生交付金（ソフト）（国）	①地元で水揚げされる漁獲物を活用した加工品等の開発・販売 ②体験加工や郷土料理の提供など魚食普及のための新たな仕組み作り
食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売の推進（国）	新商品開発、販路開拓等の取組や地域ぐるみの6次産業化への取組支援
漁業人材育成総合支援事業（国）	新規漁業就業者の技術習得・定着等にかかる支援
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）	収益性向上と適切な資源管理の両立のための漁船・漁具等のリース方式による導入に活用

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入に活用
競争力強化型機器導入緊急対策事業（国）	生産性の向上、省力、省コスト化に資する漁業用機器の導入を支援
浜の担い手漁船リース緊急事業（国）	所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰が漁業経営を圧迫して悪化する影響の緩和
漁業収入安定対策事業（国）	漁業共済・積立ぷらすを活用して資源管理・漁場改善計画の取組に対する支援
水産業競争力強化緊急施設設備事業（国）	漁港・水産関係施設の機能再編に必要となる施設整備を支援
水産業強化支援事業（国）	共同利用施設の整備、水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に必要な整備等を支援
水産多面的機能発揮対策事業（国）	藻場の再生、食害生物の駆除
農林水産業みらいプロジェクト（一社）	食と地域のくらしの発展に資する、担い手育成、収益力強化、地域活性化への取り組みに活用
水産業・漁村を支える担い手の確保育成事業（県）	漁師塾の立ち上げに活用
就業促進研修事業（公財）	漁業体験にかかる研修に活用
新規就業者受入環境整備事業（公財）	長期研修制度を活用して、新規就業者を受け入れる際に活用
栽培漁業推進事業（県・町）	栽培漁業に係る種苗入手に活用
県単沿岸漁場整備事業（県・町）	藻場・魚礁等の整備に活用